資料５

学校等の行う無料職業紹介事業関係業務取扱要領の改正のポイント

１　概要

雇用保険法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 14 号）により改正した職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）において、学校等の行う職業紹介について、紹介実績の情報提供が新たに努力義務となった（民間職業紹介事業者は義務）。

また、職業安定法改正に併せて、青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、特定地方公共団体、職業紹介事業者等、その他の関係者が適切に対処するための指針（平成 27 年厚生労働省告示第 406 号）が改正され、労働条件明示に関する新たな規定が設けられた。

これらを踏まえて本要領についても改正を行うもの。

改正要領の施行は改正法の施行日に併せて、平成 30 年 1 月 1 日とする。

２　新たに要領に規定した内容

（１）職業紹介実績の情報提供

○職業紹介を行う学校等に対し以下の事項の情報提供を努力義務付け

・就職者数

・就職者数のうち早期離職者数（解雇された者を除く）

・就職者数のうち離職状況不明者の数

※情報提供に当たっては各学校等のホームページを予定

○事業報告書（様式３）に離職者数及び情報提供状況にかかる記載欄を追加

（２）労働条件明示に関する規定の整備（主なもの）

○明示すべき労働条件として、以下の事項を追加

・試用期間の有無及びその期間

・労働者を雇用しようとする者の氏名又は名称

・派遣労働者として雇用しようとする場合は、その旨

○労働条件明示に当たって新たに以下の留意事項を規定

・業務内容、賃金、労働時間その他条件（以下「業務内容等」という。）を可能な限り速やかに明示

・求職者と最初に接触するまでに業務内容等を明示、やむを得ず別途明示する場合はその旨を明示

・試用期間と試用期間後の業務内容等が異なる場合はそれぞれ明示

○求人者に対して以下の事項を規定

・労働条件変更した場合は変更内容を書面等により速やかに明示すること

・学校卒業見込者等については特に配慮が必要であることから、労働条件変更は不適当であること

（３）その他、若者雇用促進法の求人不受理に基づく取扱職種の範囲の届出等現行の運用に沿った修正